

鹿児島県（今季13例目）で 高病原性鳥インフルエンザが続発！

令和4年1月13日、鹿児島県の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

◇発生概要

1 発生確認年月日 令和4年1月13日（木）

2 発生場所及び飼養状況

鹿児島県長島町 肉用鶏（約5.4万羽）

関連農場：鹿児島県長島町（1農場、約5.7万羽）

3 経緯

1月12日（水）死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、簡易検査を実施し陽性

1月13日（木）遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認



4 鹿児島県での防疫措置

- ・当該農場で飼養される家きんの殺処分及び埋却
- ・移動制限区域（農場から半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（農場から半径3km～10km以内の区域）の設定
- ・消毒ポイントを設置し、関係車両を消毒

**県内にもウイルスが既に存在していると想定し、飼養家きんの確認と
予防対策の点検・確認を再度実施してください！**

<特に以下の予防対策の点検・確認を再度お願いします>

- ・飼養する家きんの異状の有無の確認
- ・異常家きん発生時の早期通報の徹底
- ・防鳥ネット・壁・金網等の破損箇所の再確認と修繕
- ・長靴や車両の消毒等を行い、ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場及び家きん舎内への侵入防止対策を徹底
- ・農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底

農場の近隣に池や沼等がある場合は、特に注意してください！！

★家きんに異状が認められた場合は、**速やかに**、かかりつけの獣医師又は管轄の家畜保健衛生所へ連絡してください。

県北家畜保健衛生所 那須塩原市千本松800-3

TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826(夜間・休日)

(間違い電話が散見されます。間違いのないようお願いします。)